

回覧

令和8年2月13日

町民各位

中土佐町役場 総務課

【町営住宅の入居者募集について】

下記のとおり町営住宅の入居者を募集しますので、希望者は令和8年2月27日（金）午後5時15分（土・日曜日、祝祭日を除く）までに中土佐町役場総務課、上ノ加江支所または大野見振興局地域振興課へ本人または同居者が申し込みをしてください。（郵送の場合、締切日時必着。）なお、単独住宅につきましては、申し込みが募集件数に満たない場合、随時募集を行います。

募集団地

団地名	所在地	構造	種類	間取り等	月額家賃	募集戸数	備考
上ノ加江① 団地（B-2）	上ノ加江 506番地1	耐火構造 2階建て	公営住宅 (世帯用)	3DK 79.42 m ²	政令月所得により 決定（年度毎）	1戸 (2階)	
奈路団地 (A-2)	大野見奈路 567番地	木造2階 建て	公営住宅 (世帯用)	3DK 62.19 m ²	政令月所得により 決定（年度毎）	1戸	
奈路団地 (B-1)	大野見奈路 567番地	木造2階 建て	公営住宅 (世帯用)	3DK 62.19 m ²	政令月所得により 決定（年度毎）	1戸	
奈路団地 (C-2)	大野見奈路 567番地	木造2階 建て	公営住宅 (世帯用)	3DK 66.38 m ²	政令月所得により 決定（年度毎）	1戸	
萩中 (D-2)	大野見萩中 23番地	木造 2階建て	特定公共賃貸住宅 (単身用)	2DK 46.74 m ²	13,000円 (※共益費別)	1戸 (2階)	
萩中 (F-2)	大野見萩中 23番地	木造 2階建て	単独住宅 (世帯用・単身用)	1DK 39.06 m ²	12,000円 (※共益費別)	1戸 (2階)	
萩中 (2-3)	大野見萩中 23番地	木造 2階建て	単独住宅 (世帯用・単身用)	2DK 60.53 m ²	14,000円 (※共益費別)	1戸 (2階)	
竹原 (1-3)	大野見竹原 695番地	木造 2階建て	単独住宅 (世帯用・単身用)	2DK 57.96 m ²	14,000円 (※共益費別)	1戸 (1階)	
竹原 (2-3)	大野見竹原 695番地	木造 2階建て	単独住宅 (世帯用・単身用)	2DK 57.96 m ²	14,000円 (※共益費別)	1戸 (2階)	

※共益費については、浄化槽保守点検料（清掃代含む）、外灯料等になります。

入居時に月額家賃3ヶ月分の敷金の支払いが必要です。

（裏面に続きます）

1. 入居者の資格

次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 世帯用の住宅にあっては、同居親族（婚姻により3ヶ月以内に同居しようとする者を含む）のある者。
※公営住宅の場合（大野見地区除く）、身体（1～4級認定者）、精神（1～3級認定者）、知的障害者（規定する精神障害の程度に相当する）・60歳以上の高齢者・配偶者暴力の被害者等については、同居親族がいなくてもよい場合があります。
- (2) 現に住宅に困窮している事が明らかな者であること。
※申し込み時に持ち家があっても処分予定であり、入居時点において処分される見込みがある場合は、申し込みをすることができます。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 入居申込者およびその同居者となる者が暴力団員ではないこと。
- (5) 公営住宅・特定公共賃貸住宅にあっては、それぞれ所得が公営住宅法施行令等の定める額を超えていないこと。（次の所得金額基準法を参照してください。）

所得金額基準法（月額所得金額） ※計算式（世帯合計収入－扶養等控除額）÷12

		所得金額（公営住宅法施行令の定める月額）
公営住宅	60歳未満	158,000円以下であること
	60歳以上・心身障害者世帯等	214,000円以下であること
特定公共賃貸住宅		158,000円以上、487,000円以下 (ただし、158,000円に満たない者は所得の上昇が見込まれる者に限る。)

※なお、入居資格者等の詳細は中土佐町役場 総務課住宅係までお問い合わせください。

2. 申込方法（申請書は、中土佐町役場総務課、上ノ加江支所および大野見振興局地域振興課にあります。）

申請書類…申込申請書

申請者及び入居者の所得証明書（令和6年の収入にかかる分）

申請者及び入居者の市町村税完納証明書

住宅困窮理由が老朽化や損傷等の場合は、該当箇所写真

3. 入居者の決定 入居希望者多数などの場合は、選考委員会において決定します。

4. 入居予定日 令和8年3月下旬以降を予定

5. 入居が決定したら手続きしていただくことなど

- ① 請書の提出（入居者および連帯保証人2人の印鑑証明書、所得証明書添付）
- ② 入居の決定のあった日から10日以内に敷金（月額家賃の3ヶ月分）を納入すること。
また、入居指定日から20日以内に住所を異動すること。
- ③ 毎月末に家賃および団地ごとの共益費を納期限までに必ず支払うこと。
- ④ 每年収入（所得）申告書を提出すること。
- ⑤ ペット（犬、猫、鳥等）の飼育はできません。
- ⑥ 常会（地区会）の加入については、強制ではないですが、出来る限り加入していただき、地域が行う各行事に参加しコミュニケーションを図ること。
- ⑦ 団地敷地内（外灯（電気料含む）や共同部分等）の維持管理は入居者で行うこと。
- ⑧ 地域によっては共同受信施設組合・テレビ組合等に加入していただくことになります。
- ⑨ 退去時には、入居者負担で修繕が必要となります。（経年劣化によるものは除く）
- ⑩ 公営住宅法、その他関係法令、中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例・施行規則、その他入居者説明資料等の規定に従うこと。

その他詳しい内容等は中土佐町役場 総務課住宅係までお問い合わせください。